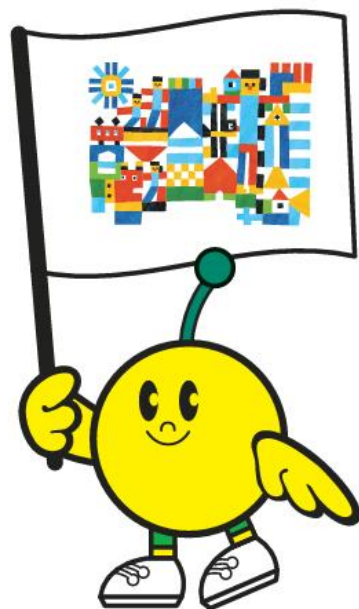
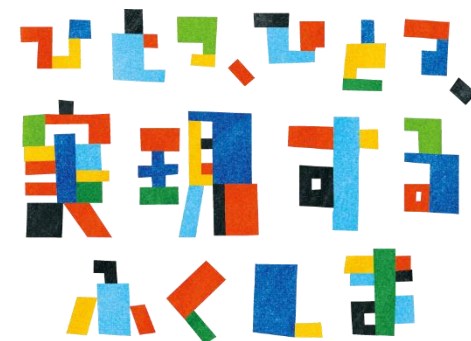


ふくしまの復興・再生に向けて



2026年7月2日
福島県





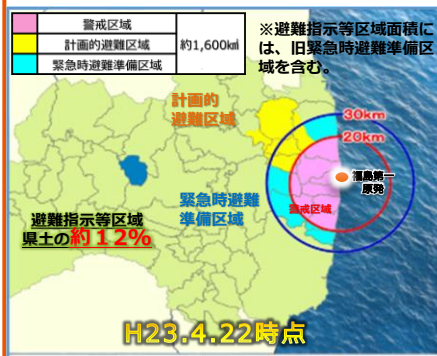
- ◆ 東日本大震災と原発事故から15年が経過したが、福島復興・再生は、今後も中長期にわたる長い戦いであり、課題は現在進行形で生じている。
- ◆ 地域によって復興の進捗は大きく異なっているほか、復興のステージが進むにつれ新たな課題やニーズが顕在化しており、引き続き、被災地に丁寧に寄り添い、地域の状況に応じたきめ細かな対応が重要。
- ◆ 第3期復興・創生期間の5年間は、福島イノベーション・コースト構想や福島新工ネ社会構想を更に発展させながら、避難者の帰還や生活環境の整備、産業・生業の再生等を一層進めなければならない、極めて重要な期間であり、これまで以上に力強い取組が必要。



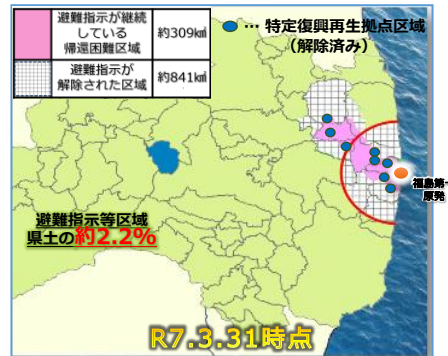
- ◆ 地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握するとともに、現下の物価高騰等の状況も的確に反映した上で、復興の基本方針や与党提言、税制改正大綱等に基づき、中長期にわたり切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるため、第3期復興・創生期間以降も必要となる十分な財源と枠組み、復興特別会計等による予算措置、並びに復興を支える制度の継続が必要。
- ◆ 引き続き、福島復興を内閣の最重要課題とし、政府において決して震災を風化させることなく、復興庁が復興の実現に向けた司令塔機能や予算を含めた総合調整機能をしっかりと発揮し、国の社会的責任の下、国が前面に立って最後まで取り組むことが必要。



○ 避難指示等区域の変遷



約8割縮小



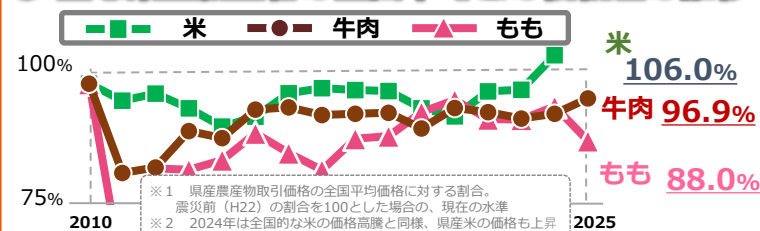
○ 生活環境の整備・充実、復興を支えるインフラ等の整備



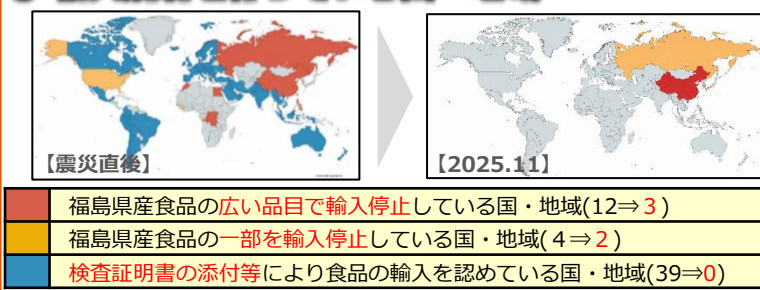
- 帰還環境の整備により避難指示の解除が進み、令和7年3月31日には飯舘村及び葛尾村で避難指示が解除され、県土に占める避難指示等区域の面積は約12%（約1,600km²）から約2.2%（約309km²）まで縮小。
- 特定帰還居住区域について、令和7年度は新たに富岡町、双葉町、大熊町、葛尾村で当該区域が認定・拡大された。4月6日には、南相馬市の特定帰還居住区域で家屋解体・除染工事が着工、6月22日には、大熊町の特定帰還居住区域の一部区域において立入規制が緩和され、準備宿泊が開始されるなど、住民帰還に向けた取組が進められている。
- 5月2日には、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世への伝承等を目的とし、双葉町、浪江町の両町にまたがるエリアに整備を進めていた「福島県復興祈念公園」が開園。
- 一方で、帰還困難区域の再生のほか、住宅の新築・改修、民間による賃貸住宅の整備や、医療・介護・福祉、子育て、交通、地域コミュニティの再生など、住民が安心して支障なく暮らせるよう生活環境を充実させる必要があるとともに、これを支える被災自治体への人的支援や職員採用に必要な経費措置の継続が重要。加えて、避難地域の医療提供体制の再構築に向けては、双葉地域における中核的病院の整備が不可欠。
- 第3期復興・創生期間は、避難者の帰還や生活環境の整備、産業・生業の再生等の復興の取組を一層進めなければならない極めて重要な期間であり、これまで以上に基盤となる道路ネットワークの強化が重要。また、特定帰還居住区域等の治水安全度の向上を図るための河川改修及び人家等を保全する砂防施設の整備が不可欠。



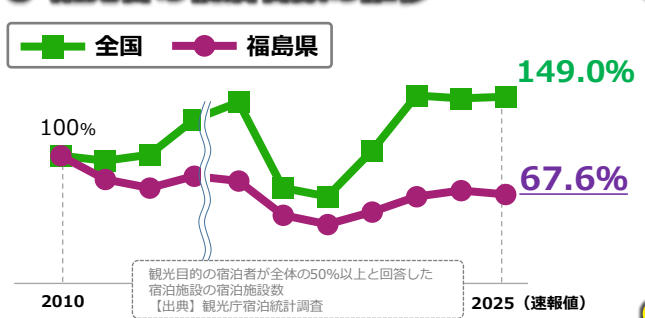
◎ 主な県産農産物の全国平均との価格差の推移



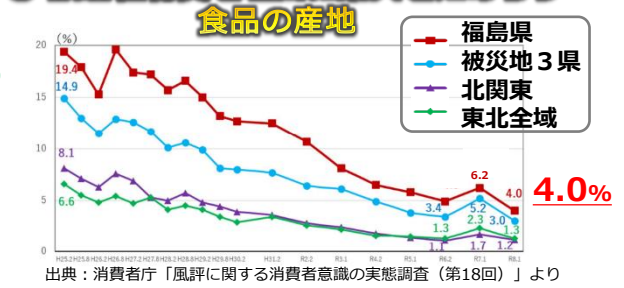
◎ 輸入規制を行っている国・地域



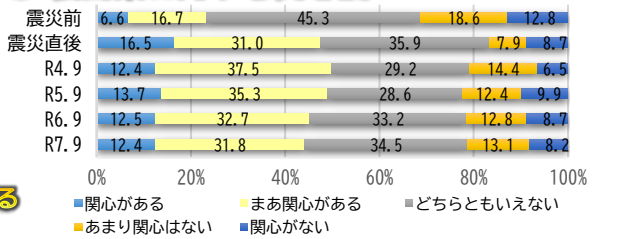
◎ 観光客の宿泊者数の推移



◎ 放射性物質を理由に購入をためらう食品の産地



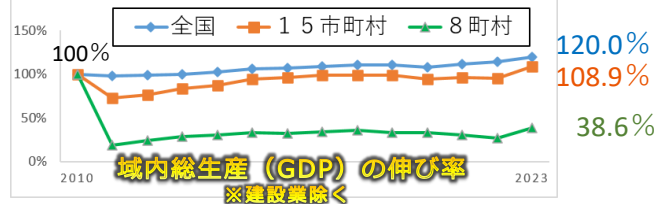
◎ 福島県に対する関心度



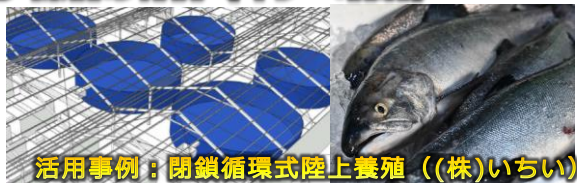
- 主な県産農林水産物の価格差は、一部を除き震災前のポジションに戻らないまま固定化されている。また、**本県産農林水産物の輸入規制については**、これまで50の国と地域で輸入規制が撤廃されたが、いまだ**一部の国・地域で県産食品の輸入規制が継続されている**ほか、観光目的や教育旅行の宿泊者数が震災前の水準まで回復していないなど、**現在進行形で依然として根強い風評が残っている**。
- **輸入規制を継続する国・地域への規制撤廃等に向けた更なる働き掛け**、輸出可能となった国・地域への輸出促進の支援、食の安全確保や放射線に関する理解の増進など、あらゆる機会を活用し、原子力災害が完全に終息するまで**国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むことが不可欠**。
- 一方、**年月の経過とともに**本県に対する関心が低下するなど**風化が加速している**。また、ALPS処理水の海洋放出に伴い、一部の国・地域における輸入規制の強化などの影響が生じているほか、長期間にわたる廃炉が完了するまでは、新たな風評が生じる懸念もあることから、**継続して長期的に、風評払拭と風化防止に取り組む必要**。
- 福島県風評・風化対策強化戦略に基づき、「伝わる」情報発信により福島県に対するイメージのアップデートを進めるとともに、消費者や流通事業者等に向けた、放射性物質検査の継続や産地競争力を回復するための「福島ならではの」ブランドの確立・強化などの農林水産業への支援はもとより、観光誘客の促進といった観光業への支援など、幅広い業種に対する万全な風評対策及び柔軟な追加対策を講じる必要。



○ 浜通り地域等における産業復興の現状



○ 課税の特例 (イノベ税制)



○ 青写真のフォローアップ



○ 福島国際研究教育機構 (F-REI)



○ 産業集積に向けた取組



○ 福島ロボットテストフィールドの発展・活用

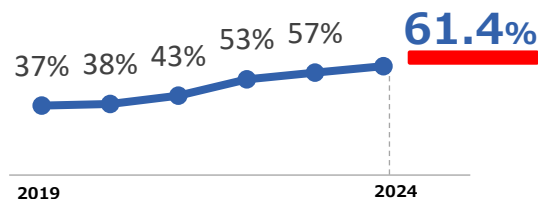


- **建設業を除いた域内総生産は、15市町村全体では震災前の水準を上回るまで回復しているものの、その伸びは依然として全国水準を下回っている。特に、双葉郡8町村においては、未だ震災前の4割弱の水準に留まっていることから、今後、青写真の実現を目指し、更なる産業集積を推し進めるためには、企業の新規参入の促進に加え、面的サプライチェーンや共創的コミュニティの構築が必要。**
- **浜通り地域等15市町村では、重点6分野に係る実用化開発が進められ、企業立地件数が400社以上、伴走支援により事業化に至った事例が約150件に上るなど、産業集積の芽が徐々につつある。中には、日本あるいは世界の課題解決に貢献するものや、公共サービスにおいて社会課題の解決に資する先進的な取組が生まれている。**
- **これまで復興知事業を契機として、100名を超える学生が浜通り地域等で就職・就農し、地域で福島復興を支えており、今後も事業の継続によって、更なる人材の育成や担い手の拡大が期待される。**
- **創造的復興の中核拠点を目指すF-REIについては、直営の研究ユニットが18設立され、研究者たちが全国各地で活動を行うなど、着実に体制が整備されてきている。また、過酷環境でも活躍できる遠隔操作ロボットなど、新産業を生み出す研究開発が進められている。また、施設については、今年度より本部施設棟の建築工事が着手されるが、施設基本計画を踏まえ、地元と連携した円滑かつ確実な整備を行い、可能な限りの前倒しに努める必要。**

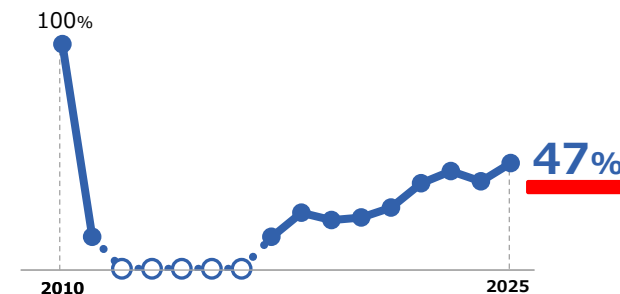


◎ 営農再開率の推移

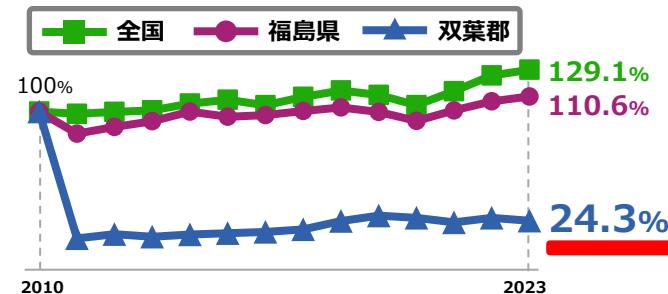
注：営農可能な面積のうち営農再開した面積の割合であり、令和元年度から調査開始したもの。



◎ 沿岸漁業生産額の推移



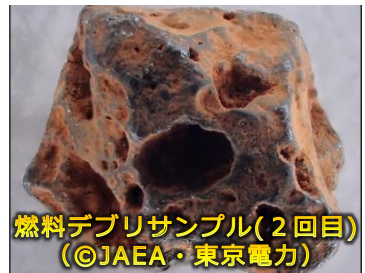
◎ 製造品出荷額等の推移



- 農林水産業については、被災12市町村の営農が可能な面積のうち営農再開率は61.4%まで回復している一方、避難指示解除が遅れた地域では営農再開が十分に進んでおらず、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域で営農再開がようやく進み始めた段階にあるなど、それぞれの地域で進捗が大きく異なることから、地域の営農再開の進捗に応じた取組が必要。
- 農業産出額の伸び率は全国平均と比較して低い状況にあり、特に、水産業の沿岸漁業生産額はいまだ回復していない状況であることから、漁業関係者が安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう、生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえた取組が必要。
- また、双葉郡内における製造品出荷額等は、2023年時点で震災前の24%程度に留まっており、浜通り地域等においては、地域の再生に向けた働く場の確保が必須の課題。
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、今後も雇用情勢や地域への波及効果等を踏まえつつ、市町村の意見や地域の実情に応じた運用を可能とする必要。加えて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業について、地域の実情を踏まえて継続した取組が重要。
- 加えて、国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」を実現するため、再生可能エネルギーの更なる導入拡大や関連産業の集積、水素先進県の実現に向けた取組の推進が重要。



◎ 東京電力福島第一原子力発電所の現状等



◎ ALPS処理水の海洋放出

ALPS処理水の放出量(累計)

150,168m³

タンク内ALPS処理水等の貯蔵量

1,247,132m³

海洋放出前

**(2023年8月) から
7%減少**

※数値は2026年6月4日現在

◎ 中間貯蔵施設等



◎ 除去土壌等の県外最終処分に係る認知度

(環境省WEBアンケート(2025年度)の結果をもとに福島県が加工)

福島県

54.8%

45.2%

福島県以外

23.3%

76.7%

よく知っていた or 少し知っていた (緑色)
全く知らなかった or 聞いたことがなかった (赤色)

- 東京電力福島第一及び第二原子力発電所の**廃炉に向けた取組が**、県民や国民の理解の下、**安全かつ着実に進められることは本県復興の大前提**。今後行われる本格的な燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないため、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組む必要。
- A L P S 処理水の海洋放出も含め、**廃炉と汚染水・処理水対策は**、長期間にわたる取組であり、今後も想定外の事態があってはならない。この問題は、日本全体の問題であることから、**国が前面に立ち、政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うする必要**。
- **除去土壌等の県外最終処分は、法律に定められた国の責務であり**、法定期限までに実現することが不可欠。昨年8月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」が決定されたところであるが、候補地選定後の具体的なプロセスやスケジュールが明確に示されていないことから、県民が県外最終処分実現の見通しを実感することができるよう、本県や中間貯蔵施設立地町の意向を十分に踏まえた**2045年3月までの具体的な工程表を速やかに明示し、政府一丸となって、最後まで責任を持って確実に対応する必要**。